

戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金交付要綱

令和6年3月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例(平成21年条例第26号)第20条の規定に基づき、市内に事業所を置く中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)における温室効果ガスの排出量削減への取組を促進するため、予算の範囲内において戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者であって、戸田市内に事業所があるものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、戸田市内に事業所があるものをいう。
- (3) 省エネ最適化診断 資源エネルギー庁によるエネルギー利用最適化推進支援に係る一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、省エネお助け隊(経済産業省の地域プロットフォーム構築事業で採択された省エネルギー支援団体をいう。)が実施する省エネ診断その他これらと同等の省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。
- (4) 温室効果ガス排出量可視化システム G H G プロトコルに適合した算定方法で温室効果ガス排出量等を可視化するシステムであって、少なくとも S c o p e 1 及び S c o p e 2 による排出量の算定が行われるものをいう。
- (5) G H G プロトコル G H G プロトコルイニシアチブにより開発された事業者の温室効果ガス排出量の算定方法に関する国際的なガイドラインをいう。
- (6) S c o p e 1 事業者が所有し、又は管理する排出源から発生する温室

効果ガスの直接排出をいう。

(7) Scope 2 事業者の電気、蒸気又は熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出をいう。

(補助対象事業、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、令和6年4月1日以降に実施した補助対象事業を対象とする。

2 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

3 補助金の額は、補助対象経費の相当額とし、補助金の限度額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者等のうち次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 過去にこの要綱に基づき同一の補助対象事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

(2) 申請月時点において継続して交付申請対象の温室効果ガス排出量可視化システムを使用していること(温室効果ガス排出量可視化システムを導入する事業について申請する者に限る。)

(3) とだSDGsパートナーに認定されていること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に別表第2に定める書類を添えて、同表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、添付書類の提出を省略させることができる。

(交付申請の受付停止等)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は受け付けた申請書による補助予定金額の総額が予算の範囲を超える日(以下「受付終了日」という。)をもって受付を終了する。

2 前項の場合において、受付終了日における申請者（書類に不備があった者を除く。）に対する補助金の交付については、当該申請者の中から抽選を行い、当該抽選順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、戸田市中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（資料の提供）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた中小企業者等に対し、必要に応じて事業の実施効果等に関する資料の提供を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助の限度額
1	省エネ最適化診断を受診した事業	省エネ最適化診断の受診に係る費用	21,000円
2	温室効果ガス排出量可視化システムを導入する事業	温室効果ガス排出量可視化システムの導入に係る初期費用及び月額の使用料（但し、パソコンなどの機器購入費は除く）	120,000円 （その内、月額使用料分については、月額10,000円。12か月分を限度とする。）

別表第2（第5条関係）

	補助対象事業	交付申請期限	提出書類
1	省エネ最適化診断を受診した事業	省エネ最適化診断を受診した日から1年以内	(1) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し (2) 省エネ最適化診断の結果報告書の写し

			<p>(3) 市税を滞納していないことを証明する書類(発行から3か月以内のもの)</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
2	温室効果ガス排出量可視化システムを導入する事業	温室効果ガス排出量可視化システムの使用開始月から2年内	<p>(1) 温室効果ガス排出量可視化システムの導入に伴う初期費用に掛かる領収書の写し</p> <p>(2) 温室効果ガス排出量可視化システムの月額使用料に係る領収書の写し</p> <p>(3) 温室効果ガス排出量可視化システムの契約書及び契約内容が分かる書類</p> <p>(4) 温室効果ガス排出量可視化システムの仕様が分かる書類</p> <p>(5) 直近の温室効果ガス排出量のScopeごとの算定結果が確認できる書類</p> <p>(6) 市税を滞納していないことを証明する書類(発行から3か月以内のもの)</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>